

各 位

第32回定時株主総会の延期に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において第32回定時株主総会を延期することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 延期を決定した理由

当社は、2025年5月8日付「特別調査委員会の設置及び2025年9月期第2四半期（中間期）の決算発表延期に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、周辺サービス事業における配膳ロボットに関する売上計上について、収益の認識要件を満たしておらず売上計上時期が適切でないこと、販売代理店への売上計上の要件を満たしていないこと、2022年に売却したホテルについて外部販売として計上しているものについては、売却先の会社が当社との連携が強く、連結子会社に該当するため、売却益および2023年9月期より内部取引を相殺消去した連結財務諸表の作成をする必要があったことなどから過年度の訂正を行い、2025年10月27日付で各訂正報告書を提出いたしました。そのため、現時点で未提出となっております、第32期（2025年9月期）半期報告書及び有価証券報告書の提出については、2025年1月上旬となる見込みです。

従いまして、株主総会招集手続きに要する期間、監査手続に要する期間等を慎重に検討した結果、第32回定時株主総会を2025年12月末までに開催をすることが困難であると判断し、開催を延期することといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2. 定時株主総会に係る基準日の変更について

当社は、定款第12条の規定により、定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定する基準日を毎年9月30日としておりますが、今回、当該規定にかかわらず第32回定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、別途基準日を定め、同日の最終株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

3. 株主優待券の権利確定日について

2025年10月20日付「株主優待制度に関するお知らせ」にて公表しております株主優待券につきましては、今後決定する新たな基準日を権利確定日とすることを併せて決議しております。

4. 今後の対応について

第32回定時株主総会の開催日および新たな基準日につきましては、上記手続きの進捗状況を十分に踏まえた上で決定し、決定次第当社ホームページにて速やかに公表いたします。

以上